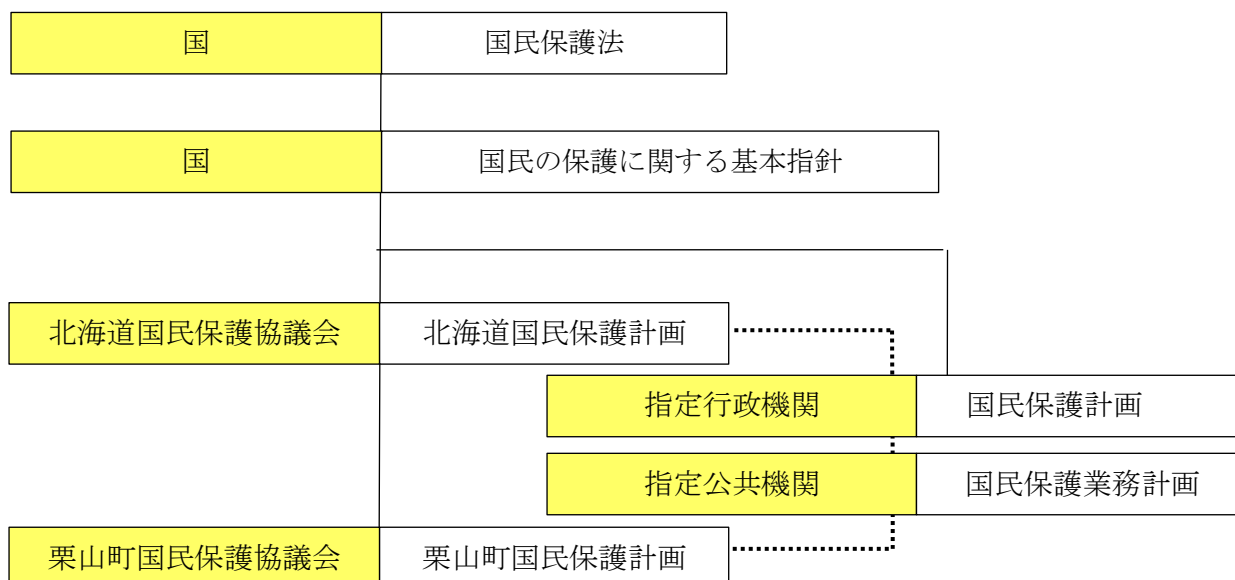


栗山町国民保護計画の変更について（概要）

1. 国民保護計画

国民の保護に関する基本指針は、国民保護法（平成16年法律第112号）に基づき、政府が武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための基本事項を定めたものです。都道府県・市町村においては、国と一体となり国民保護ために基本指針に基づいて国民保護計画を作成するよう義務付けられております。

【国民保護計画の関連性】



2. 国民保護計画の変更

国民保護計画は、実情に沿った計画とするため、社会情勢の変化などにより、国民の保護に関する基本指針や北海道国民保護計画に変更があったときに、内容を検討し、必要があるときは変更する必要があります。

今回の変更は、栗山町国民保護計画について、平成22年3月に変更がなされた以後の関係法令や用語等の改正及び基本指針、北海道国民保護計画の変更を踏まえ、見直しをするものです。

3. 国民保護計画の経緯

平成16年9月 「国民保護法」施行

平成17年3月 「国民の保護に関する指針」作成

平成18年1月 「北海道国民保護計画」作成

平成19年3月 「栗山町国民保護計画」決定

平成20年10月 「国民の保護に関する指針」変更

平成21年3月 「北海道国民保護計画」変更


平成22年3月 「栗山町国民保護計画」変更

平成26年11月 「北海道国民保護計画」変更

平成27年12月 「国民の保護に関する指針」変更

平成28年8月 「国民の保護に関する指針」変更

平成28年12月 「北海道国民保護計画」変更



平成30年3月 「栗山町国民保護計画」変更

4. 栗山町国民保護計画の主な変更内容

項 目	主な変更内容	新旧 対照表
共 通	○関係機関の名称の変更等 ○用語の統一、文言の整理	
第1編 総論	第2章 国民保護措置に関する基本方針 ○文言修正 ・「障害者」を「障がい者」 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 ○国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄の追加 第4章 町の地理的、社会的特徴 ○平均気温グラフ、人口分布（年齢構成割合）の修正	1
	○道路路線数、鉄道運行本数の修正	2
第2編 平素からの 備えや予防	第1章 組織・体制の整備等 ○機構改革等による修正 ・課、室等の名称の修正	3
	○関係機関、団体名称の修正 ・「社会福祉協議会」を「栗山町社会福祉協議会」 ・「非常通信協議会」を「北海道非常通信協議会」	4
	○表題修正、具体的情報伝達手段の記載 ・緊急情報ネットワークシステム ・全国瞬時警報システム	5
	○安否情報システムによる報告 ○安否情報の収集及び報告すべき情報の修正 ・「住所」を「住所（郵便番号を含む）」 ○訓練内容の記載	6
	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え ○文言修正 ・「要援護者」を「避難行動要支援者」 ・「障害者」を「障がい者」	7 ～8
	○所管省庁名、法律名称の修正 ・「文部科学省」を「原子力規制委員会」 ・「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」	9
第3編 武力攻撃事態 等への対処	第2章 町対策本部の設置等 ○機構改革等による「町対策本部組織図」の修正等 ・まちづくり総括、産業総括、建設総括、福祉総括 ・「総務班」「広報情報班」を「総務広報班」 ○町対策本部の組織構成及び機能の修正	10
	第2章 町対策本部の設置等 ○関係報道機関の変更 ○「町現地対策本部の設置」を新設	11
	第3章 関係機関相互の連携 ○文言修正 ・「社会福祉協議会」を「栗山町社会福祉協議会」	12
	第4章 警報及び避難の指示等 ○警報の内容の伝達方法 ・エムネット、Jアラートの活用	12

4. 栗山町国民保護計画の主な変更内容

項目	主な見直し内容	新旧 対照表
共通	○関係機関の名称の変更等 ○用語の統一、文言の整理	
第3編 武力攻撃事態 等への対処	第4章 警報及び避難の指示等 ○文言修正 ・「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」 ・「避難支援プラン」を「避難行動要支援者名簿」	12
	○文言修正 ・「障害者」を「障がい者」 ・「介護保険制度関係者」を「福祉事業者」	13
	○「大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難」の新設	14
	第5章 救援 ○文言修正 ・「死体」を「遺体」 ○救護事務の移管による修正 ・「平成16年厚生労働省告示第343号」を「平成25年内閣府告示第229号」に修正 ・「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に修正	15
	○学校教育法の一部改正に伴う修正 ・「盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）を「特別支援学校」 ・「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」 ○文言の修正 ・「死体」を「遺体」に修正	16
	第6章 安否情報の収集・提供 ○安否情報の収集及び報告すべき情報の修正 ・「住所」を「住所（郵便番号を含む）」	
	○外国人登録制度廃止に伴う修正 ・「外国人登録原票」を削除	17
	第7章 武力攻撃災害への対処 ○文言等の整理 ○核攻撃等の対応に係る追記	18
	○文言の修正 ・「死体」を「遺体」 ○廃棄物処理対策指針の修正	19